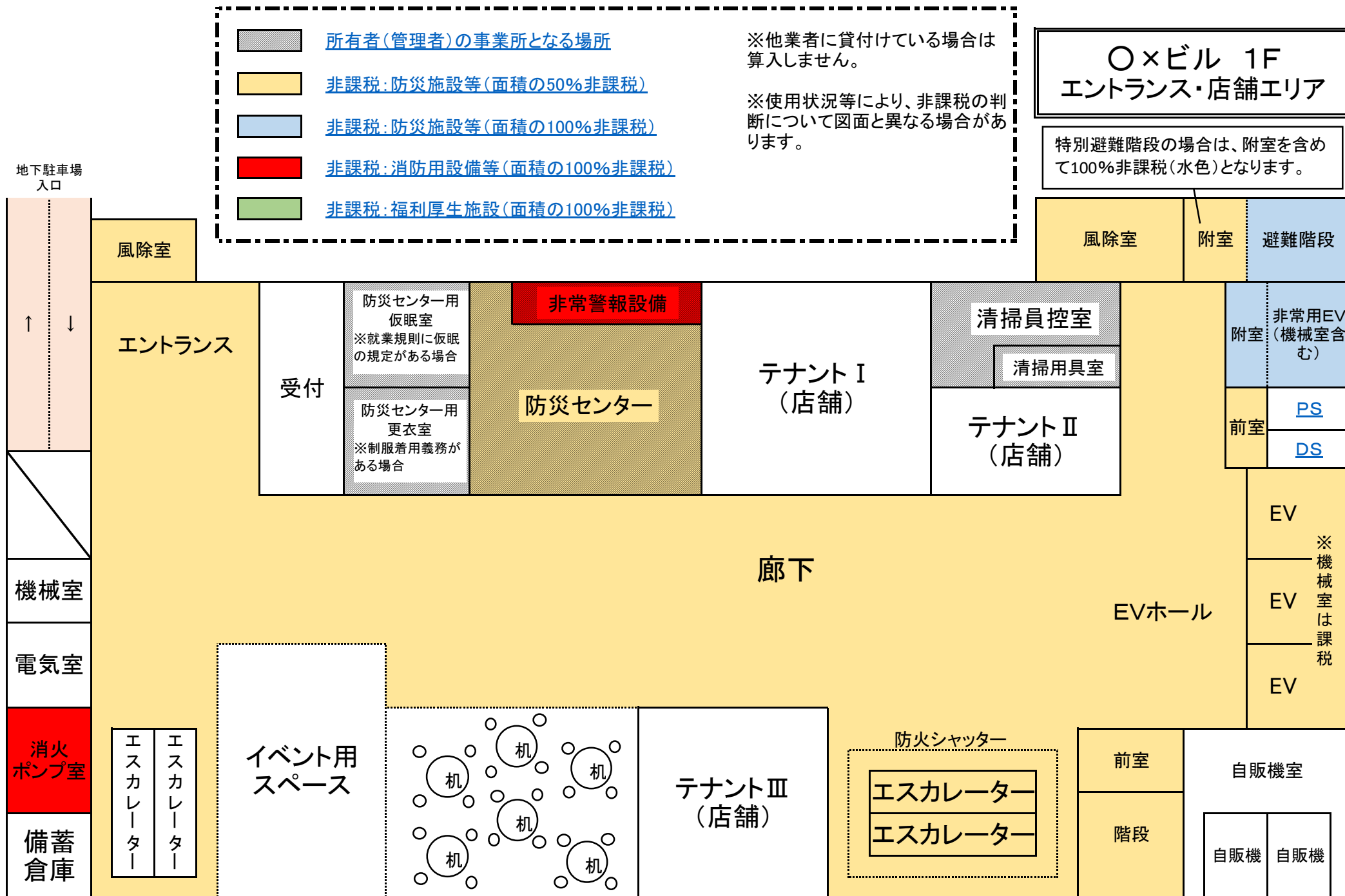




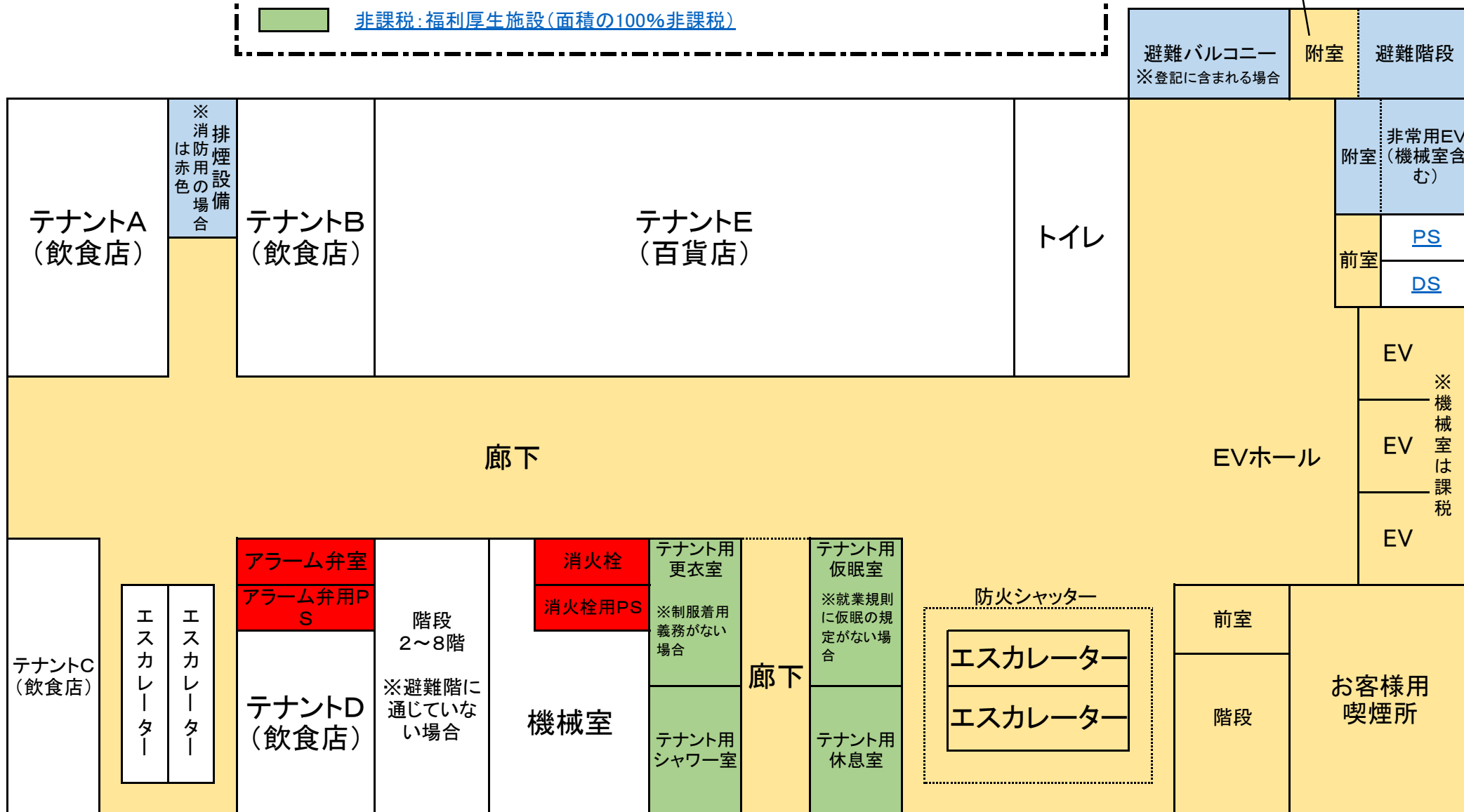
-  所有者(管理者)の事業所となる場所
 非課税:防災施設等(面積の50%非課税)
 非課税:防災施設等(面積の100%非課税)
 非課税:消防用設備等(面積の100%非課税)
 非課税:福利厚生施設(面積の100%非課税)

※他業者に貸付けている場合は算入しません。

※使用状況等により、非課税の判断について図面と異なる場合があります。

○×ビル 2F～3F
飲食・商業エリア

特別避難階段の場合は、附室を含めて100%非課税(水色)となります。



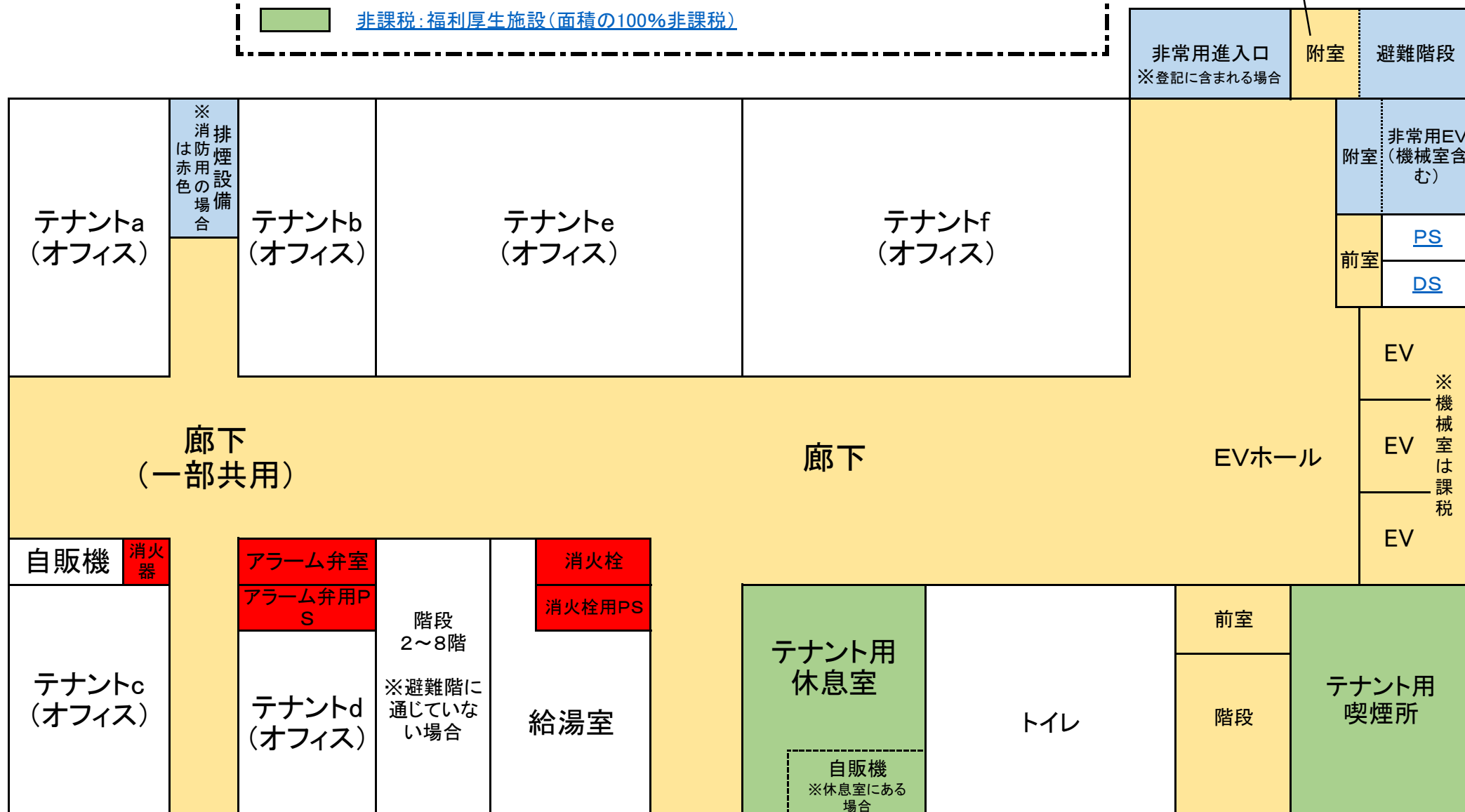
-  所有者(管理者)の事業所となる場所
 非課税:防災施設等(面積の50%非課税)
 非課税:防災施設等(面積の100%非課税)
 非課税:消防用設備等(面積の100%非課税)
 非課税:福利厚生施設(面積の100%非課税)

※他業者に貸付けている場合は算入しません。

※使用状況等により、非課税の判断について図面と異なる場合があります。

○×ビル 4F~8F
オフィスエリア

特別避難階段の場合は、附室を含めて100%非課税(水色)となります。



○×ビル 地下駐車場



所有者(管理者)の事業所となる場所



非課税:防災施設等(面積の50%非課税)



非課税:防災施設等(面積の100%非課税)



非課税:消防用設備等(面積の100%非課税)



非課税:路外駐車場(面積の100%非課税)



一部非課税:車路

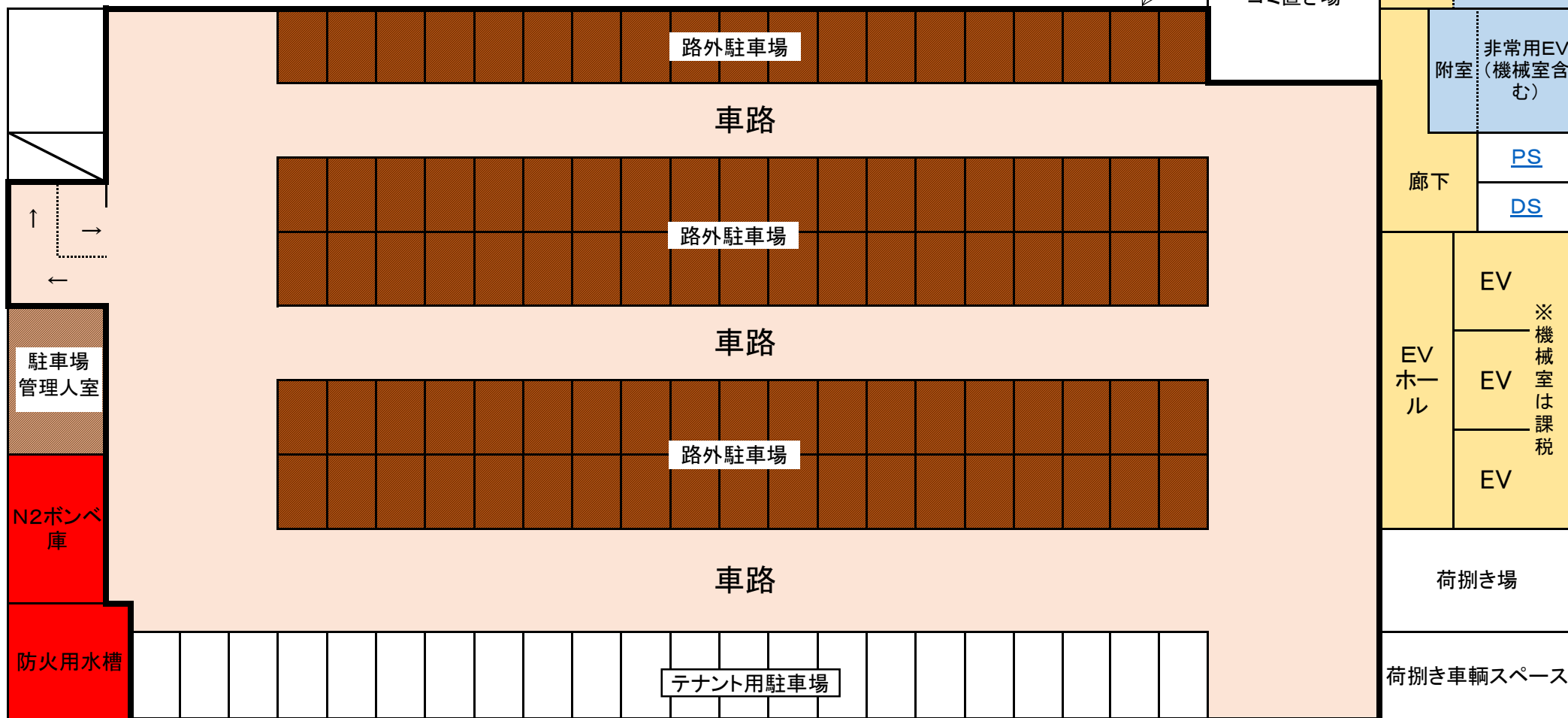
一部非課税:駐車場管理人室

$$\text{非課税床面積} = \frac{\text{路外駐車場床面積}}{\text{路外駐車場床面積} + \text{テナント用駐車場床面積}} \times \left(\text{車路床面積} + \text{駐車場管理人室床面積} \right)$$

※他業者に貸付けている場合は算入しません。

※使用状況等により、非課税の判断について図面と異なる場合があります。

太枠 (駐車場)部分については
ビルの床面積とは別に算出します。



※ DS、GDS、CH、ST、OA、EA、DPS、PS、EPS、CPSについては、以下の区分により非課税の判断をしてください。

施設名		課税・非課税区分	備 考
消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	消防用設備非課税（全部）	【事業所税申告納付の手引P 29】
排煙設備 (DS、GDS、CH、ST)	排煙ダクト	防災施設非課税（全部）	【事業所税申告納付の手引P 30、3】
空調設備 (DS、GDS、CH、ST、OA、EA、DPS)	換気、暖房又は冷房の設備の風道で、防火区画されており、各階に床がないダクトスペース	防災施設非課税（1／2）	【事業所税申告納付の手引P 30、9（4）】 建築基準法施行令第112条第11項に適合するダクトスペース
	上記以外	課税	
給排水管、ガス配管設備 (DPS、PS)	給排水管、ガス管で、防火区画されており、各階に床がないパイプスペース	防災施設非課税（1／2）	【事業所税申告納付の手引P 30、9（5）】 建築基準法施行令第112条第11項に適合する「その他これらに類する部分」
	消防用設備の配管（一般の給排水管、ガス管を併せて格納しているものを含む。）を格納しているパイプスペース	消防用非課税（消火設備）（全部）	【事業所税申告納付の手引P 29】
	上記以外	課税	

施設名		課税・非課税 区分	備 考
配電管設備、 通信用配管設備 (EPS、CPS)	電気・通信用の配管で、防火 区画されており、各階に床が ないパイプスペース	防災施設非課 税（１／２）	【事業所税申告納付の手引 P 30、9（５）】 建築基準法施行令第112条 第11項に適合する「その他 これらに類する部分」
	消防用設備の配管（一般の電 気・通信用の配管を併せて格 納しているものを含む。）を 格納しているパイプスペース	消防用非課税 （警報設備） （全部）	【事業所税申告納付の手引 P 29】
	上記以外	課税	